

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年2月14日
【会社名】	タキロン株式会社
【英訳名】	Takiron Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 兵頭 克盛
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	大阪市北区梅田三丁目1番3号（ノースゲートビルディング）
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） タキロン株式会社 東京本社 （東京都港区港南二丁目15番1号（品川インターシティA棟）） タキロン株式会社 中部支店 （名古屋市中区錦三丁目4番6号（桜通大津第一生命ビル））

（注）平成25年2月25日から中部支店は下記に移転する予定であります。

中部支店の所在の場所 名古屋市東区葵一丁目19番30号（マザックアートプラザ）

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長兵頭克盛は、当社の第118期第3四半期（自平成24年10月1日至平成24年12月31日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。